

平成 14 年 9 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

三井住友銀行
財務企画部

実務対応報告公開草案第 5 号に対する意見書

本公開草案に関する意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 『合理的に算定された価額』の算定方法について

『合理的に算定された価額』の算定方法については、実務面の制約等に十分ご配慮頂き、実行可能な内容として頂きたい。

D E S 取得株式の時価は、客観的な市場価額が存在しない場合、『合理的に算定された価額』となりますが、現時点の各種評価技法では、残念ながら客観的な一つの『時価』を導くことは困難と考えます。従って、実務上は、適正な自己査定、適正な水準の引当処理が行われていることを前提として、当該会社に対する金融支援の十分性や再建計画の実行可能性等を総合的に判断し、例えば D E S 対象の貸出金から債権放棄額又は個別引当金計上額を控除した額を当該株式の『時価』と評価し、この評価の合理性・妥当性を検証するという対応にならざるを得ないと思われれます。

2. 本中間期末の期末評価方法の取扱いについて

D E S 実行時の会計処理を本中間決算に早期適用することが推奨されていますが、その前提条件として、取得株式に係る本中間決算の期末評価方法の取扱いを明確にして頂きたい。D E S 実行時の会計処理と各期末評価に係る会計処理は表裏一体関係にあり、上記 1 に記載したように、『合理的に算定された価額』については、実務上客観的な時価の算定が難しいため、これを補う意味でも、期末評価は重要な問題であります。

なお、取得株式の『合理的に算定された時価』と期末評価との関係をみたときに、金融商品実務指針の視点からは、上記については、次のような反論が出てくると考えられます。

- 取得株式の帳簿価額は客観的に算定された時価に基づいて決定されているため、時価算定時の見積もりに余程大きな事情変更が生じない限り、D E S 実行会計年度末（含む、中間会計年度末）で引当金計上を要するような事態は想定し難い。
- 逆に、こうした必要性が生じ得るということは、取得価額の基礎となる『時価』が、『合理的に算定された時価』ではないということであり、その場合には時価ゼロとすべき。

しかしながら、こうした考え方は、少なくとも現状において、D E S 取得株式の時価評価に関する実行可能な手法が確立していないにもかかわらず、市場価額に準じる客観的な時価の測定が技術的に可能であることを前提とした金融商品実務指針の考え方をそのまま適用しようとするものであり、無理があるように考えられます。例えば、D E S 取得株式が非上場優先株であり、その会社が発行する上場普通株に時価が付いているような場合に、客観的な時価算定が困難だからといって、当該優先株式の時価をゼロと評価することは合理性の面で疑問があります。

D E S 実行時の会計処理の概念的フレームワークとして、金融商品実務指針を援用することは有益ですが、その考え方に縛られ、そのままD E S 取得株式の評価方法に当てはめようとする、会計処理ルールと実際の実務との間に乖離が生じることになります。実務対応報告においては、こうした理論と実務の乖離を埋めるような実行可能なルールとして頂きたく、重ねてお願い申し上げます。

以 上